

土佐藩郷士制度の解体過程について

後藤 靖

一 はしがき

(一) 領知処分方針の決定

二 藩政改革と郷士の土地所有（以上、

(二) 所有関係の新構造

第七卷第四号所載）

(三) 領知処分の紛議

三 地租改正と郷士の土地所有（以下、

四 むすび

本号所載）

三 地租改正と郷士の土地所有

明治四年六月の廃藩置県によって明治政府は権力の絶対主義的集中を一応完了した。翌五年の地券交付と六年の地租改正条例布告は、その統一権力の物質的基礎の確立をめざす政策として位置づけることができる。この二つの政策が、土佐藩の郷士の土地所有をどのように解体させ、またどういふ土地所有関係を創出したかを検討することが、本節の課題である。そこで叙述の順序として、はじめに地租改正の経過を明らかにし、つぎにその結果つくりだされた土地所有の構造を分析することにしよう。

(一) 領知処分方針の決定

土佐藩郷士制度の解体過程について（後藤）

明治政府は、五年七月四日大蔵省達第八十三号で全国一般の私有地にたいして地券を交付することを布告した。その基本的なねらいは、いうまでもなく、「全国地代金ノ惣額ヲ点検」⁽¹⁾し、地租改正に資しようとするところにあった。

ところで、この布達を、まえにみたような郷土的な土地所有がまだ解体していない高知県に適用しようとするれば、いくつかの困難な問題に直面せざるをえなかった。そこで、五年十月五日、高知県庁は大蔵省に藩政改革以後の土地所有関係について詳細に上申し、あわせて地券の帰属問題四ヶ条に関して指令を仰いだ。わずらいをいとわず、その全文を引いてみよう。⁽²⁾

当県管内郷土領知所置之儀ニ付、別紙之通先般相伺候処、御付紙を以庚午年相定候禄制に復し、麁米渡石数取調可申立、地所之儀は旧郷土之所有と致し、租税は県内普通之方法に可引直旨御達に相成候儀に付、右取扱細目左之通相伺申候

一旧郷土領知旧来之規則譬は領知高百石、此出来米百石あらんには、高米之八歩即米八十石旧郷土所務致し、右八十石之内米六十石を以（高米之六歩）武役相勤、二十石は私有也、加治子と致し、残米二十石小作人の作徳と相立有之に付、庚午年麁米を以領知に引換之節、領知夫々検査之上定免取極め、則高米の六歩に相当る丈麁米に引換候に付、残り二歩は猶郷土之所務に相成、地所相控居可申道理に相当候へ共、其実は從來旧郷土領知出作人（出作人と云は小作人類なれども、地主の許可を以其作株を売買するを以て、小作人と大同小異有之事）と分け目之儀規則之通取扱不申、徒に出作人と相對にて極候取組にて、譬は甲の郷土あらんに、出作人相對にて八十石所務致し来り候へば、今般御達之通庚午年禄制に復し、禄米六十石支給致し、領知出来米之内六十石租税上納為致、二十石は尚郷土所務致し、地所も同人所有と相成、残二十石は爾来之通出作人作徳米として異論無之筈に候へとも、乙の郷土あり、領知高同断所務致し、出来米亦同断百石あらんに、爾来七十石所務致来候へば、今般六十石麁米に引換候時は、十石を以旧郷土所務致し、残三十石を以出作人作徳米と致可申哉、右候時は同反別同位之土地甲乙兩人同様所持乍致、旧来所務米之多寡に寄加治子之損徳出来、不公平に可有之哉、去迎乙の郷土領知の出作人をして更に十石之加治子米旧郷土へ増払為致候儀も事實難決之節可有之候間、右等之廉は如何

取扱可申哉、且又丙の郷士あり、甲乙兩人と領知高同断所持致し、出来米も亦同断あらんに、爾来出作人に相對を以六十石所務致米り候処、今般六十石悉皆廩米に引換、地所は旧郷士の所有と致し候へば、一粒も所務無之、土地をのみ相控候に相当り不都合を醸し可申、去逆是又小作人に増払爲致候儀も難渋に可有之と存候、此段如何処置申哉、

一庚午年相定候禄制に復し、領知物成米と廩米と引換之儀は、則同年相定候通物成米の六歩を以引換可申哉
一租税之儀は管内普通之方法に可引直旨御達に相成候処、管内新田税法數種に相成候へども、旧郷士領知禄米に引換残りの分並士族役知共根元無税之土地に有之、庚午年右名儀を廢し、二歩立新田に改正仕候に付、外田法旧價に据置候中は、同断旧價に仍り二分立新田に据置可申哉

一旧郷士領知廩米に引換不申分並士族役知共二租歩税立、爾来之所務米に指引、余米無之時は地主小作人共相對熟談を以つて想像加治子米爲払出候様取計可申哉

右件々相伺候也

壬申十月五日

林 一 名

以上が上申書の全文であるが、それによれば、これ以前にすでに郷士領知の処分方法についての伺書が提起されていることが窺い知られる。しかし、それが如何なる内容のものであり、かつそれに対する政府指令がどのようなものであつたのか、史料が現存しないため不明である。だが、この上申書からおおよそ次のようなものであつたことは推測される。すなわち、政府指令は、郷士領知についての所有権はすべてこれを旧郷士の所有に帰せしめよということである。こうした指令は、すでにみたような郷士の土地所有の構造を全く無視したものであり、「作式」―永小作権者の土地にかんする一切の権利を旧来の状態に放置しようとするものである。このことは、とりも直さず、地券交付の歴史的内容を露呈したものとええよう。周知のように、今日の通説では地券交付は私的―農民的土地所有の法認であるという点を強調しているが、ことかかる郷士領知に対する所有権附与の方式が

らみれば、その点のみを力説することは不当であるといわねばならない。つまり、こうした事実から判断すれば、地券交付の本来的意図は農民的土地所有の創出にあったのではなく、すべての土地を私的所有にすることによって地租 \parallel 金納地代徴収を期するところにあったという方がより適切である。郷士領知処分の不当な方式は、このことに由来するものと思われる。

ところで、上申書の第一条は、前の指令にもとづいて、「引換上り知」にかんしてもその地所の所有権は旧郷士の手へ帰属せしめたが、郷士領知においては従前から郷士と永小作人との間における得分関係が不同であり、そのため所務米をすべて廩米に引換えられたのちは加治子部分の残らない郷士があり、彼に所有権を与えた場合、何等の得分をもたないにもかかわらず所有権のみを保有するという不適當な事態が発生するではないかというのである。事実、極端な事例として、永小作人は郷士にたいして名儀料としての加治子を払うのみで、「武役」または御用金という形態で藩の賦課にに応じていた。だから「引換上り知」について政府指令の通りに地券を発行し、しかも本田租法に準じた六公四民を適用するとすれば、「一粒も所務米無之、土地をのみ相控」える丙型郷士は意外に多数に上るであろう。第一条は、このような実態の上に立つものであったとみてよからう。ただ、ここで指摘しておかねばならないことは、地券交付問題にかんしては、県当局が全く無批判的に政府指令に従おうとしていることである。高知県では、藩政改革において本田知行地にかんするかぎり農民の保有権を設定した歴史をもっているにかかわらず、「作式」発生の歴史的過程に目をおおってしまっていることは見逃すことはできない。それは、まえにもいったように、県当局の旧郷士層にたいする妥協的方針の産物としてみることができるであろう。ところで、政府はかかる第一条の質問に答えて次のように指令した。すなわち

旧郷士領知所置之儀、庚午貢米を以領知に引換之節、検査之上立免取極則高米之六歩に相当り候丈け貢米に引換候趣に付、右庚午相定候禄制に復し、貢米渡石数取調可申旨先般指令候儀にて地所は旧郷士の所有と致し候上は、身分は士族に候とも、民なれば六斗は公租、四斗は地主作徳相成候儀にて、地主と小作人と徳米引分方法は素より相對可致筋に付、双方不都合無之様熟談之上為取極候儀と可相心得事⁽³⁾

と。この指令は結局のところ、加治子米を何等かの方法によつて生みだすべく、旧郷士¹土地所有者と永小作人との間で「熟談」させよというに止まるもので、決して第一条に充分に答えてはいない。むしろこれによれば永小作人にたいして加治子米部分を生みだすように作徳米を削減せよという苛酷さである。さらに、第二条にたいする指令は、かかる第一条の実践を強要する内容をもっている。すなわち、「庚午年（三年）旧郷士領知物成米と貢米引換之儀は同年相定候通物成米の六歩を以引換可申事⁽⁴⁾」というのである。これは、かつての藩政改革における「引換上り知」にかんする仕法をそのまま引きついだものにほかならない。にもかかわらず、それは地券所屬問題と同時に出示されたという点からみて永小作人にたいしていちじるしく苛酷な内容をもつものに変つたことを見落してはならない。というのはこうである。物成米の六分は、まえに書いたように、ほぼ二十五石に相当する高であり、当年の旧郷士層の構成からみればこの地高に位置する者は相当な数に上っている。ちなみに、文化年間の『郷士調査書』によれば三〇石未満の者は二一八人を算えている⁽⁵⁾。これらの郷士層はそれぞれに永小作人を従属せしめていたであろうし、そうだとすればこれら永小作人は彼等の作徳部分の削減を余儀なくされることにならう。第二条についての指令は、かかる事態を必至とするのである。内容の変化とはこのことを指す。第

三・第四条については、上申書通りの指令となった。とくに第四条にかんする指令が「熟談を以、想像加治子米相払出候様取計可申」をふくんでいるかぎり、それは当然永小作人を苦境に追い込むことにならう。

かくして、政府指令は地券問題Ⅱ土地所有権の帰属問題をほとんど重視せず、そのために郷土的土地所有の構造を無視した上で政策を推進しようとするものであったといえることができる。

県当局は、こうした指令を受けて再び苦慮しはじめた。若し、政府指令の通りに地券交付を実施するとすれば、旧郷士と「作式」所有者たる永小作人との間で深刻な対立が発生するであろうことが容易に推測されるからである。そこで県は翌六年三月十八日、政府に照会の上、次のような地券交付の方法を布告した。すなわち、

旧郷士引換領知地券渡方の事⁽⁶⁾

旧郷士引換領知の儀に付、兼て大蔵省へ伺出有之所、御指令の趣有之候に付、左之通相心得可申事

一 旧郷士領知禄米に引換の分、爾來の所務米と比較致、間米有之分は地券可願出事

一 同断間米無之分は出作人の者より地券可願事

但熟談を以て出作人より更に加治子米払出候分は、郷士より地券可願出事

というのである。この布告によって、郷士領知の処分方式が最終的に決定された。ところで、この布告によれば、永小作関係を内包する郷士領知については、加治子米の存する地所は旧郷士の所有地とし、他は永小作人の所有とするというのである。これによれば、藩政改革のさいの「引換上り知」にかんする領知のうちの大部分は永小作人にその地券が帰属することが予想されるが、逆に「引換余り知」においては「間米」が相当残るはずであるから旧郷士の手に所有権が帰着するということになる。 「作式」を所有する郷士においては、そのすべてが彼

の所有に帰することはいうまでもない。だから、前記上申書を例にとれば丙型郷士の場合には地券の申請が全然認められなくなつた。ここで注意しなければならないのは、「間米」を所有する郷士の所有地の地価が彼の所務米のみによって評価されたことである。このことがのちにみるように地租改正に當つて地券帰属問題を再び混乱させる要因ともなつてゐる。

だが問題は、この最終的布告にも残つていた。それは「但」書の「熟談を以て出作人より更に加治子米払出候分は郷士より地券可願出事」という規定から發生した。この規定は、郷士層の反撃にきわめて貴重な足がかりを与え、永小作処分全般をさらに困難な事態に追い込んでしまつた。多くの郷士層は、この「熟談」のとのわないのを条件にして、地券を申請し、郷士の土地所有の解体を阻止しようとする動きをみせた。この点については(三)で展開することにして、野市村でどういう形で地券交付が進められたかを具体的に考察しよう。

(二) 土地所有の新構造

いまいったように、高知県における地券交付の最終的方針は六年三月十八日の布告によつて打出された。この布告の直後に周知のような地租改正が進められる。では、地券交付・地租改正の同時的進行の結果として、郷士の土地所有が具体的にどのようなように解体し、どういふ新しい土地所有関係が形成されたのであろうか。これについては、高知県下では必ずしも円滑に進捗せず郷士と永小作人との間に深刻な対立関係をよびおこした地域もあるが、ここでは一応スムーズに進行したと思われる野市村の場合を例に取りながら論証してみよう。ちなみに、この野市村では、明治九年九月ごろには地租改正事業が完了してゐると考えられる。

ところで、はじめに郷士の土地所有の解体化について、若干の史料を通して具体的に検討してみよう。

まず、「引換上り知」の動向について知りうるかぎりでの「な」丸新田の事例を表示すれば、第四表の通りである。これによれば、郷土でその「上り知」のすべての所有権をもちえたのは森本安秀に相続された森本吉兵衛の領知だけであり、幾何かの地券所有者となったのは岡収之進・下司源六・坂本長兵衛の三人である。その他の「地券受人」はすべて「作式」所有者⇨永小作人である。郷土の手に帰した所有権は、おそらく「間米」の存した地所か、あるいは森本吉兵衛のような「作式」所有の場合である。これらの土地が郷土に帰属するのは、布告の内容からみて当然のことであろう。「作式」所有者⇨新土地所有者のなかでは「平民」層が圧倒的多数を占め、「士族」は五人にしかすぎない。それはのちに示す野市村下井における土地所有者の圧倒的部分が「平民」であることと密接な関連をもっている。ここでついながら指摘しておかねばならないことは、「作式」所有者は一人の郷土にたいして幾人かが属していることである。と同時に、例えば谷合又吉のように二人以上の郷土の「作式」所有者でもあることである。このことは、郷土的土地所有がきわめて複雑な人的構成をとっていたことを示すものである。いづれにしても、「引換上り知」にかんするかぎり、郷土の手に帰した所有権はきわめて少く、しかも例外なく零細な反別であったことが知られるであろう。

ではつぎに、「引換余り知」について考えてみよう。これについては、史料の関係上「む」の丸新田の場合を取上げる。第五表は、知りうるかぎりでの「引換余り知」の動向を整理したものである。これによれば、「余り知」は「上り知」ときわめて異った動向を示している。すなわち、ここでみるかぎり、旧郷土層にその所有権が帰属しなかったのは西山重次と下村宅右衛門の二人だけで、他は村山森助以外はすべての「余り知」が旧郷土自身にかあるいはその相続人に帰している。ただ、これらの人々のうち島村源次郎と甲藤市太郎、田村栄次が

第5表 「引換余り知」所有権の動向

領 知 主	引換余り知	地券受人	所有反別
西 山 重 次	3.902	田 原 秀 氏	3.902
大 原 只 義	0.828	大 原 慶 之 助	0.828
田 村 榮 次	11.720	田 村 榮 次 郎	11.720
島 村 源 次 郎	2.014	島 村 四 郎 金	2.014
下 村 宅 右 衛 門	0.728	島 内 武 六	0.728
島 村 団 六	0.111	島 村 団 六 器	0.111
甲 藤 市 太 郎	6.911	甲 藤 大 助	6.911
村 山 森 助	0.804	村 山 森 助 亟	0.802
有 沢 礼 次	3.123	村 岡 田 益 次	0.002
		有 沢 礼 次	3.123

〔註〕 本表は「領知二分取新田奉願候田地券之事」
(ムの丸)一6年7月一を整理したものである。

「作式」所有者と確認できる以外は、どういふ理由によって所有権者となったか詳にしない。逆に田原秀氏と島内武金は「作式」所有者であり、そのことによってこの二人が新所有者となったのであろう。史料的に確認しえない他の旧郷士は新所有者は、おそらく「作式」を所有したか、あるいは「間米」の存在によって土地所有者となったものと考えられる。いづれにしても「余り知」の場合には、相当数の郷士が土地所有権者となりうる条件をそなえていたといえよう。それはいうまでもなく、「引換余り知」が二分取新田というきわめて郷士層に有利な租法によるのである。

地券交付・地租改正の過程は、このようにして旧郷士層の領知を解体し、地租改正条例が規定する法定地価の百分の三の地租率を一様に担った私的土地所有として再編された。それは同時に多くの郷士層から土地所有権を剥奪し、改めて多くの永小作人を土地所有者として再生した。だが、この施策によって永小作権が完全に消滅したとは考えられない。それは「間米」所有者にその土地の全所有権を与えるというきわめて非合理的な措置がとられた必然の結果である。この点は(三)で明らかにするであろう。

では、かかる地券帰属によってどのような土地所有関係が形成されたのであろうか。この点については幸い野市村大字下井について知りうる『野取検地帖』(明治九年)が残されている。これを整理したのが第六表である。

第6表 野市町字下井（明治9年）の耕地構成

経営 所有	2~3町	2町 未満	1町 未満	8反 未満	5反 未満	3反 未満	1反 以下	0	計	族 士	籍 平	別
	10町以上									0	0	0
10町 未満								1	1	0	1	1
8町 未満		1						1	2	2	0	0
5町 未満								1	1	0	1	1
3町 未満		4	3	1		2	1	2	13	8	5	5
1町 未満		4	1		1		1	4	11	2	9	9
8反 未満	1	2	1	5				6	15	4	11	11
5反 未満			1	5	5	1		3	15	7	8	8
3反 未満		5	2	6	10	23		6	52	21	31	31
1反以下				1	7	9	11	4	32	2	30	30
0			1	5	13	37	23		79	0	79	79
計	1	16	9	23	36	72	36	28	221	46	175	175

しかし、郷土領知の規模別構成および明治九年以前の土地所有者構成および明治九年以前の土地所有者構成を知りうる史料が存在しないので、地券交付・地租改正を契機として土地所有別農民層構成がどのように変化したのかを知らないのは残念である。とはいえ、すでにみてきたような「引換上り知・引換余り知」の動向を念頭におけば、必ずしも、この表はすべての推定を排除するものではなからう。さて、第六表によれば、最上限の土地所有者は一〇町〇八町層であり、三町以上の富裕な階層が四名である。これらの階層において共通な特徴は、一人を別とすれば他の三人は全く手作地を持たず、すべてを小作に出していることである。これはのちに検討するように、「作式」所有者であり、多数の小作人と又小作関係を結んでいた従前の事情がそのまま持ち越されたものと思われる。

しかし全般的にみれば、全土地所有者のなかで五反歩以下の階層が圧倒的に多く(五九%強)、とくに無所有者が全農民のなかで三五・七%強を占め、この両者を合すると全農民戸数の七三・七%強となっている。にもかかわらず、その経営面積からみれば、一町歩未満の土地所有者の間から一町歩以上の経営者が多数輩出しており、とくに三反歩未満層から五人の経営者のみられることに注目しなければならない。三反一反歩所有農民のなかで三反歩以上の経営者の全部が「平民」である。この点は三町歩以下の土地所有者にも別の視点から同じ事情が指摘できる。というのは、無経営者としてとらえられる人々のほとんどが「土族」であり、「平民」は三町一五反層のうちの四名となっている。だが逆に、このように「平民」土地所有者の下層が自己の所有地を上廻る経営地をもっていることは、この下井においても依然として永小作ないし又小作が存在していることを予想させる。

とくに三反一反層の農民の場合には、この傾向が顕著に残っていることを思わせる。たとえば、九反九畝歩余をもつ安岡寿吉と谷合丑蔵(二反六畝余所有)・浜田芳吾(二反九畝余)・朝野楠平(一反四畝余)との関係がそうである。彼は先代からの遺産一五石八斗余の野市在の領知を相続し、ほぼ七反歩をこの三人の永小作人の所有地として奪われたのち、なお九反九畝余の土地について永小作権を設定している。このような結果がどうして生まれてきたかについては、具体的には明らかにしえない。が、おそらくは「間米」の存在によるものと思われる。いずれにしても、地券交付・地租改正は、第六表の族籍別構成が示しているように、「平民」土地所有者が各階層において「土族」土地所有者を圧倒するような土地所有構成を作り出したといえることができる。

そこで、この「土族」についてややくわしく検討してみよう。この点の考察によって、はじめて郷土的土地所有の解体過程の全容を具体的にとらえうると考える。そしてまた、この点の検討こそが本稿の中心課題でもある。

族籍別構成中の「士族」のなかで、五反歩以下が六五%を占め、その最上層は八町〜五町に二名をかぞえているに過ぎない。そして、旧郷士のなかでの最大の所有者はのちにみるように一町五反余の山本登であり、他はそれ以下の土地所有者としてしかつらなっていない。以下一町歩以上の「士族」について個々に検討を加えてみよう。

まず、八町〜五町層について。この二人は広松宣晴と島内武金である。島内は七町三畝歩余をもち「士族」のなかでの最大の土地所有者となっている。彼の名は、文化〜文政年間のものといわれる『土佐藩郷土調査書』には勿論のこと明治三年の「役知領地地引帖」にも見出せない点からみて、知行地をもつ譜代藩士でもなければ郷士身分でもなかったと思われる。では、どのようにして彼は明治九年に七町三畝の土地所有者になったのであるか。彼の地券状況を類別すれば、次の二つになっている。^(?)

一つは、例えば

日和佐兵助上り知黒瀬左兵衛控地買今は島内武金

一、一反一畝九歩

島内武金

という記載様式であり、いま一つは

同村（野市村下井）幸野与藤次上り知大谷権九郎知行出地論田上り知東吉原三十良作式買今へ上岡八之丞成

ムノ丸新田

一、田 二反六畝十一歩

持主 島内武金

此地代金三十二円九十六銭三厘

という記載例である。前者は「作式」所有者たることを示す事例であり、この面では彼がそのまま新所有者たりえたことは当然であろう。だが後者によれば、彼は布告によるとき当然の所有者にはなりえないはずであり、そうだとすれば地券交付の以前において、「作式」所有者から購入したとしか考えられない。それは、彼の場合充分に考えられる。というのは、明治九年の『田地丈量簿』⁽⁸⁾によれば、彼はこの下井において一町四反六畝の手作を行ってゐるからである。彼が所有するなかでどれほどが「作式」分であるか検証できないが、おそらくはこのような経営による蓄積を基盤にして、他の「作式」所有者から耕地を購入したと考えてもあながち不当ではなからう。いま一人の広松宣晴は六町三反歩余の所有者であり、そのすべてを小作に出している。彼の場合、明治六年七月の「地券願書下認之事」⁽⁹⁾によれば、彼の先代弘松勘次右衛門が巨大な知行主幸野与藤次・日和佐兵助・松屋七左衛門の「作式」所有者であり、同時にその子宣晴が「持主」として記載されている。たとえば

日和佐兵助上り知利右衛門控地今ハ弘松勘次右衛門

一、田 二反十五歩

持主 弘松宣晴

というのである。⁽¹⁰⁾彼の新所有地は、すべてこうして形成されている。この弘松も、前記『郷土調査書』の中に記載されていないことから考えて郷土でなかったことは断定できるであろう。このようにみれば、「士族」中の最大の所有者はいずれも郷土ではなく、巨大な譜代藩士に従属する藩士身分の出身者であつたといわねばならない。

つぎに三町未満〜一町以上層八名の出自・所有および経営面積を表出すれば第七表の通りである。それによれば、郷土出身が四名、「作式」所有者でありかつ前記「地券願書」に「持主」と記載されているものが三名であ

第7表 3～1町層の実態

氏名	出自	所有反別		出小作		入小作		経営反別	
		反	反	反	反	反	反		
山本 登	郷士	15.420	4.6170		0		10.803		
山崎 覚藏	"	10.921	0	5.516			16.507		
五藤 藤次	作式買人(知行地)	11.813	11.813	0			0		
島内 武清	作式買人(知行地)	21.720	19.707	5.109			7.122		
大石 真幸	郷士	11.928	0.717	1.816			13.027		
貞岡 元常	?	18.127	18.127	0			0		
甲藤 大器	郷士	12.308	3.807	0			8.501		
長尾 重久	作式買人(知行地)	11.800	3.313	1.913			10.400		

〔註〕「田地丈量簿」（明治9年）および「地券願書下認」（昭和6年7年）より作成したものである。

なことは、郷士以外の「士族」についても大体あてはまるが、ただここでは「作式」所有を基礎として所有権が附与されたのであり、彼等が手作経営を行っていたかどうかは地券帰属の要件にはなっていないことはことわるまでもなからう。それゆえに、さきあげた広松宣晴の場合やここにみられる五藤のように全くの手作地をもた

る。貞岡元常は、「地券願書下認」によれば、「作式」所有者山内掃部の「持主」と記載され、しかも九年の『田地丈量簿』には全く山内の名は見出せないところからみて、彼が買取ったものと考えられる。そうだとすれば、貞岡は郷士身分ではなく、山内掃部に下屬する藩士であつたものと想像される。こう考えると「士族」のうち四人は郷士以外の出自をもつものといふことができる。ところで、郷士の場合、新所有反別と経営反別との間ではそう大きな開きはなく、山崎覚藏や大石真幸の場合にはみられるように経営面積が所有面積を凌駕している。ただ、個々人の下井のみでの旧領知高を知る史料がないので旧領知高と新所有反別との差を明らかにしえないが、他の郷士に比較してより、多くの土地所有権をえた根拠は、彼等の比較的多い手作経営によるか「間米」の存在によると思われる。たとえば前掲第五表にみられるように甲藤大器の場合には、その「引換余り知」（ムの丸新田）六反九畝歩余のすべてが彼の所有に帰しているが、それは新所有地の半ば以上を占めており、それは明らかに手作地であつた。同じよう

ないにもかかわらず地券所有者となったのである。

右のような操作によって、明治九年における「士族」層の土地所有状況を郷士および郷士以外の士族に譜代藩士別に表示すれば、第八表の如くなっている。これによっても知られるように、旧郷士の庄倒的部分は五反未満

第7表「士族」土地所有構成

出自 面積別	郷士		外族
	郷	士	郷士
3町～1反	4	0	4
1町～8反	0	2	2
8町～5反	2	5	2
5町～3反	5	15	6
3町～1反	15	2	0
1町以下	2		
	30		16

『田地丈量簿』より作成

の零細土地所有者であり、七三%強に上っている。しかも彼等の経営地は全般的にみて、「平民」出身の農民経営地よりはるかに狭隘であり、前にも明らかにした四名をのぞけば、五反以下の経営者が一二名、経営をもたない旧郷士は一四名となっている。このような事情が、旧郷士層の零細土地所有の基礎的条件となっている。

上述したところから知られるように、地券交付・地租改正の進行は、多くの郷士の土地所有を農民的土地所有に転化し、そういう意味で旧郷士層にたいして決定的な打撃を与えた。しかも地租改正条例は地価の百分の三の貢租率をかける土地所有一般に一律に賦課する方針をとったために、藩政改革以来「引換余り知」に適用されていた二分取租法の特権をも排除してしまつた。

かかる郷土的土地所有の解体にもなつて、「作式」所有農民がいまや旧郷士層にとって代つた。第六表から知られるように、最上層の土地所有者は「平民」七条寿之であり、彼は九町五反歩余を所有している。彼の場合、明治六年の「地券願書」によれば新らしく彼の所有に帰したすべての土地は、「作式」所有者七条専三郎からの相続分であり、かつ七条寿之が「持主」として記載されているものである。その記載様式は次の通りである。⁽¹¹⁾

日和佐兵助上り知七条専蔵控地買同人作式買今ハ七条専三郎ニ成

一、田一反一畝六歩

持主 七条寿之

彼の手に帰したすべての所有地は日和佐兵助と松尾七左衛門の知行地に設定された「作式」分であった。だから直ちに郷士領知そのものとは結びつかないけれども、藩政改革による知行地の解体に伴って彼の保有権に帰していたものが、地券交付・地租改正の過程で改めて所有権として追認された産物である。同じ事情は、二町九反四畝歩余をもつ岡林繁十郎と一町五反五畝歩余の所有者となった野町直矢にもみられる。岡林は代々油商才谷屋を経営し、稲葉八郎兵衛および井上順蔵の知行地の「作式買人」として記載されている（「下井新田奉願候田畑屋敷地券之事」——知行地関係のみ記載）。野町直矢は綿屋を経営し、同時に近藤三太夫・日和佐兵助の「作式買人」となっている（同上）。知行地の解体に伴う新所有者で目ぼしい者は、この三人と第七表に掲出した四人の「士族」たちである。これにたいして、三町一畝余の所有者岡林幾司は知行地関係の「地券之事」に全くその名を見出しえないところからみて知行地に関係をもたず、むしろ郷士領知に関係していたものと予想される。しかし、彼の場合について知りうるいささかの史料も存在しないので残念ながら新所有地発生の根源を具体的に究明しえない。それにしても、さきに述べた点からみて、彼が「作式」所有者であつたろうことは容易に想定される。この四人の「平民」所有者は全く手作経営を行わず、全所有地を小作に出している。本稿では、小作関係の分析は課題外に属するので、そのくわしい分析は別の機会にゆづつて、ここでは簡単にその特徴点だけを指摘するに止めよう。その典型として七条寿之の場合をとれば、小作人の構成は第八表の如くなっている。それによれば、大部分の小作人は五反以下とりわけ三反歩以下の零細小作地を借地しているに過ぎず、自己所有反別の零細な小作

第8表 七条寿之小作人構成

小作地面積 小作人所有地	1町 8反	8 ～ 5反	5 ～ 3反	3 ～ 1反	1反 以下	計
8～5反	—	—	2	1	—	3
5～3反	—	—	2	3	1	6
3～1反	1	1	3	6	2	13
1反以下	—	1	—	15	3	19
計	1	2	7	25	6	41

『田地丈量簿』より作成

人ほどその借受小作地も零細になっている。この七条家の例は、第六表の全耕作面積別構成にも若干の例外をのぞけばほぼ同様の傾向を生む要素となっているとみてよい。同じことは、岡林幾司・岡林繁十郎・野町直矢にもいえることであって、彼等の支配する小作人がそれぞれ一九人・七人・八人というように出小作地に比して小作人の数が多いことを指摘するだけでも容易にうなずけるであろう。ただ、注意しなければならないことは、これらの小作人は例えば、浜口柳七のように七条寿之からばかりでなく、五藤正形・田中豊作・広松宣晴から零細ではあるが借地しており、小作関係は入り組んでいたことである。このことは、第六表にみられるような零細土地所有者の出現ときわめて密接な関係をもつものと思われる。すなわち、零細ではあれ新所有者となった「平民」層は、何等かの形で「作式」をもつ農民であった。その「作式」は例えば「ら」丸新田における「坂者」という形での幾人かの

共同所有のために新所有地に転化する場合に必然的に零細にならざるをえなかったことも考えられるが、また同時にすでに前稿で明らかにしたような商品経済の発展につれて郷土株の売買が盛行していた点から予想されるように、「作式」の売買によって所有者の零細化がもたらされたものと考えられる。かかる没落した「作式」所有者の発生が第六表の農民層構成に反映しており、そして同時にこれらのほとんどの者が例外なく零細小作地を借受けるものと考えてよい。

ともかくにも、しばしば指摘してきたように、地券交付・地租改正によって農村構造は新しい展開をみせはじめようとしている。だが、この場合、地券交付の段階においては、旧郷士領地のうち「間米」の存在する地所については郷士所務米のみを基準にして地価を評定するという方式がとられたため、農民の作徳部分はこの地価部分から除外されてしまった。このことによつて、地価は不当に安く算定されたわけである。そこで、地租改正事業はより困難な問題を背負わされたことになる。というのは、農民作徳部分をもふくめた地価を算定しようとするれば、いきおいその所有権帰属問題に当面せざるをえなくなるからである。野市村においても決して例外ではありえなかつたであろうが、これについての史料は見出しえない。そこで例を他の地域にとつて考察してみよう。

(三) 領知処分紛議

さきにも見たような、野市村下井における地券交付および地租改正の円滑な進行は、全く例外的なものであり、多くの地域では旧郷士と永小作人との間に深刻な対立関係を生んでいる。その紛議がようやく解決のきざしをみせたのは、明治三年の新民法および民法施行法の規定する永小作期間の制限条項によつてである。したがつて少くとも二十数年にわたつて両者の対立はつづいたものとみることが出来る。当面わたしは、地券交付・地租改正の段階におけるこの問題に着目して分析してみることとする。

さきにも指摘したように、郷士領知処分の最終の方針は、明治六年三月の布告によつて打出されはしたが、その但書はきわめてあいまいな、郷士層にたいする妥協的性格を露呈したものである。多くの郷士は、この規定を足がかりとして、地券交付を申請しようとした。この問題の紛糾が、さらに地租改正にあつたつての「間米」によ

つて決定された地券帰属および地価算定の再検討にまで混乱をもち込んだ。いま、その具体的事例として長岡郡豊岡郷西峯村三谷助之進の場合を取上げてみよう。以下に取上るのは、郷士領知そのものではなく、新田知行にかんするものである。

まず、三谷助之進の家系について簡単にみておこう。慶応二年の『年譜書御改差出』⁽¹³⁾によれば、初代三谷三郎次郎は長曾我部の家臣として豊永郷に百石の知行を拝領したといわれている。山内受封とともにどのような処遇を受けたのか余り明確ではないが、寛文十年(一六七〇)には地高九十三石八斗三升を領し、慶応二年(一八六六)にはこの「新田役知」のほか本田十五石、新田作式四十石余、切畑二町余(所務米二十七石)を所有したと伝えられる。こういう点からみて、山内入国以来郷士として起用されたと思われる。しかし化政期のものといわれる前出『郷土調査書』には、この三谷助之進の代々の名は見出せないところから考えて、それ以前に藩士に昇進したものとみて差支えなからう。この三谷家は、地租改正の当時、旧役知二分取新田九町八反三畝・旧役知出作式新田五町九反五畝八歩について七十一人の小作人との間で永小作関係を結んでいた。

県当局は、七年二月内務卿木戸孝允と大蔵卿大隈重信の連名になる永小作権を小作人に買受けさせるか、あるいは双方の熟議によって私有の分界を明確化せよという指令⁽¹⁴⁾に接する以前からしばしば永小作権処分について管下に指令を発していた。すでに、野市村下井においては、さきに見たようにスムーズに事が進められていたにもかかわらず、この豊永郷においては混乱をきわめていた。三谷助之進の次の願書(明治七年四月)がこのことを証明する。全文をかかってみよう。すなわち、

地券願之事⁽¹⁵⁾

土佐藩郷土制度の解体過程について(後藤)

長岡郡第二十一区豊永郷西峯村ニ有リ旧役知出作式新田

一、地五町九反五畝八歩

同郡同区同郷同村ニ有リ旧役知二歩立新田

一、地町三反八畝

右ハ私旧役知御日限之通地券奉願差上処百姓共ヨリモ地券願出い事件ニ付其段御届仕御座い処、私ヨリ願出い様御下知直蒙申ゆ然ニ御日限切ニ相成い得共右件之次第ニ付此度奉願い間何卒地券御渡相蒙度此段奉願い也地租

というのである。これによれば、旧役知について三谷と永小作人の双方から地券が申請されていることが知られる。このような不手際は、三谷助之進自身が他の願書で指摘しているように、「地租改正に付、下作売買御指留之上地主小作人熟議仕様被仰付い処」から由来しているものであり、六年三月布告の但書がみちびきだしたものにほかならない。だからこそ、県当局は、さきあげた七年二月の政府指令を仰ぐべく、永小作権処分問題について伺書⁽¹⁷⁾を提起したともいえるのである。それはともかくとして、三谷はその後しばしば永小作人側にたいして「熟談」の条件を提示した。九年三月二十九日には、最大限の譲歩として、「三ヶ一ノ裂地指遣シ申い得共熟議不相調」という届を県庁にさし出している。⁽¹⁸⁾その「三ヶ一裂地」つまり出作式新田および旧役知二歩新田のうち三分の一にあたる所有権を永小作人に与えようというこの提案をなぜ最大限の譲歩とみうるかといえ、それ以前の八年三月には、彼は「従来の通リ以熟議仕様」他の知行主や郷士たちと「相談」していたからである。⁽¹⁹⁾

この三谷助之進の動きは、彼だけの孤立した行動ではなく、西峯村の「士族地主」たちと歩調を合わせた上でのものである。そしてここでのこうした動向は、郷士の土地所有の解体にたいする郷士および新田知行主のすべ

のありようをうかがわせるに充分である。この三谷の提示した「従来ノ通」か「三ヶ一ノ裂地」で熟談が成立したとするならば、永小作関係が依然として維持されるか、あるいは永小作関係を一方に存続させながら他方に零細土地所有者を作り出すことはいうまでもない。さきに見た野市村下井における零細土地所有の発生の後には、かかる事情がひそんでゐるものと思われる。

ところで地租改正事業を早急に完了しなければならぬ課題を背負つた県当局は、各地における「熟談」の不成立に業をにやし、九年四月係官を各地に派遣した。三谷助之進の場合にも例外ではなく、係官の説得によつて、ようやく九年九月十二日その「熟談」は成立した。次の史料は、その約定書である。貴重なものであるから、わずらいをいとわず、その全文をかかけてみよう。

改正ニ付熟談約定書⁽²⁰⁾

一、従前御檢地帖面ニ名面控居候作人支配之廉分口之事

但類地宛口米申立⁽¹⁴⁾い得者地主加治子米作人之所徳速ニ相分り可申⁽¹⁵⁾い間所得ニ応シテ由緒並可申⁽¹⁶⁾い也

一、由緒之事

但類地宛口米ノ内ニテ貢租ヲ引残ル米金ノ内ニテ加治子ヲ引残ル者作人ノ所得ニ⁽¹⁷⁾也

一、宛口金議之事

但シ等級之議者御改正ニ付村内ニ立置立会人ヨリ地毎ニ記載致置⁽¹⁸⁾い得ハ等級ニ応シテ宛口ヲ定メ地主作人ノ見込ヲ立可申⁽¹⁹⁾い宛口ノ見込若引違ニ相成⁽²⁰⁾い時者反覆會議致決定可致⁽²¹⁾い得バ実地ノ厚薄ニヨリ品等区別有之者顯然之議ニ付而數畝町ヲ平均シ等級記載廉⁽²²⁾金議ノ議ハ地主又ハ作人ノ見込ヲ以畝町毎ニ宛口見込⁽²³⁾い合計ニ及ヒ兼而立置宛口ト比較致シ割符ヲ付可申⁽²⁴⁾い付而ハ村惣代ノ立置等級ニ応シ決定シタル宛口ヘ基可申⁽²⁵⁾い也

土佐藩郷土制度の解体過程について(後藤)

一、老分畝町ノ内ヲ分口ノ事

但此内ニ而二ツニ分配スレハ地主ニ経界立セム得ハ作人寄取ニ可致ム又作人ニ経界立サセムヘバ地主寄取可致ム也其余ハ見ニ準シ可申也

一、地券売買ノ事

但間免ノ有之地者地主へ券状御渡シニ相成ム故作人ニ券状無之ニ付代金ヲ以売買可申也

一、代金割符ノ事

但地主作人之所徳ニ応シ分配致シ等中心之上老升ニ付金四拾銭価ヲ以売買可致ム

右六ヶ条御取扱ヒ下ム承服仕熟談相整申処実正也然ル上ハ別冊ニ規則書相認メ証印ヲ以相渡申通り地毎ニ当リ裂地ニ致券状売買可申ム聊相違無之若右箇条書相背ニおゐてハ如何様共御処置可ヒ成ム仍而為後日御印紙貼用致管轄ノ副区長中之御証印申請証書相渡申上ハ後日聊相違無之仍約定書如件

この結果、三谷の旧役知が具体的にどのようなように変化したか、「別冊規則書」が残っていないため、残念ながら明らかにしえない。しかし、その「約定書」の第一条によれば、検地帖に「作式」所有者としての「名面」を記載されている作人はその土地を「分口」され、新しく所有権者となったことは明らかである。だが、その場合においても、第五条が規定するように「間免」Ⅱ「間米」のある土地の地券は旧知行主が所有しているのであるから、その地券は「作人」が買取らざるをえなかった。だから「作人」にかかる地券を買取らせることは、とりも直さず地価額を引上げることでもあった。

こうした幾度かの紛糾ののち、ようやくにして領知および新田役知にかんする所有権所屬問題が解決された。しかし、それは決して永小作問題のすべてを解決したものではなかった。これについては、機会を改めて論じた

い。

註 (1) 『明治前期財政經濟史料集成』第七卷。

(2) 稿本『高知県誌』奏狀一三卷—松好貞夫著『新田の研究』三〇三—四頁所引。

(3) 右同書。

(4) 右同書。

(5) 拙稿「反民権論とその基盤」(一) —本誌第五卷六号参照。

(6) 『土佐国地方慣習集手引草』

(7) 野市町役場所蔵文書。

(8) 右同。

(9) 右同。

(10) 右同。

(11) 右同。

(12) 右同。

(13) 高知県立図書館所蔵文書。

(14) 指令の全部は次の通りである。

「永小作の儀は、元來地主と小作人との約定に出い義には、土地を小作に買受るか、永小作の權利を地主に買受るか、双方熟議の上私有分界相立べく、若し熟議不相整証拠等無之難決事情有之いはば、一廉限り事由を類別し更に伺出べく事

明治七年二月十七日

土佐藩郷土制度の解体過程について(後藤)

内務卿 木戸孝允
大蔵卿 大隈重信

『高知県における旧慣永小作について』

この指令は、前年十二月の県当局よりの「昨年以來相渡す地券地価、譬へば一反前に付所得米一石此代価百円相当の処……永小作人之あり、地主わずかに五斗丈けを所務致し来い分は、地券の代価も亦五拾円と相記し有之を以て土地の真価とは不被申、依而改正の際不都合顯然に有之、去迎右地券代価を百円と認め地主へ相渡ひ時は、地主全く其地を自由にする権利を有し、小作人自然破産と相成道理にして、人情沸騰は申迄無之」、よつて「永小作人所務致しは分は地主買取り申い後宛り株（所有権のこと―後藤）を地主へ相与へいか、或は其地を平分し五畝を以て地主所有とし、五畝を以て永小作人所有と致しゆ」（『土佐国地方慣習手引草』）かという質問に答えたものである。

- (15) 高知県立図書館所蔵文書。
- (16) 右同「下作熟議願之事」
- (17) 註(14) 参照。
- (18) 高知県立図書館所蔵「下作熟議不相調御届之事」
- (19) 右同「御奥印願之事」
- (20) 右同「約定書」

四 む す び

わたしは、藩政改革から地券交付・地租改正の過程で郷土的土地所有がどのように解体させられたかを、きわめて不十分ではあったが個々の事例をとりながら分析してきた。以上の点を要約すれば、次のようにいうことが

できるであらう。

藩政改革の時点においては、本田知行は別にして、新田知行および郷士領知の解体化はきわめて不充分であり、むしろそれを解体することによって農民層に過重の負担を負わすものであった。そこでは、むしろ貢租徴収権を藩庁に集中することのみが主目的とされ、その結果としていかなる土地所有関係が形成されるかには全く関心をよせてはいなかったのである。郷士の土地所有の解体がそのまま農民的土地所有の形成につながることは、いうまでもなく藩権力それ自体の反農民的性格を示すばかりでなく、郷士層にたいする妥協的態度を露呈しているといふことができる。しかし、それにしても郷士層から貢租徴収権を収奪する方針の主要な形成者が公議政体派の中心人物後藤象二郎であり、それを支持したのが土佐藩勤王党（郷士層）とかつては倒幕の一点で連繫した板垣一派であったという点から考えて、倒幕派の解体したがってまた公議政体派による藩権力再建の一環であったことを見落してはならない。

地券交付・地租改正は、上述の点とやや異った政策として現われている。つまり、それは、さきにもいったように、中央集権体制の経済的基礎を構築するものとしてあみだされ、それゆえにすべての土地に貢租を中央政府に徴収する意図に出たものである。このような積極性が、藩政改革の残した土地所有権帰属の非合理性を破壊したものと考えられる。たとえば、「間米」による地価評定をくつがえしたのがそうであり、また二分取新田の排除がそれである。この施策によって、郷士の土地所有は完全に解体し、すべての土地所有とともに一率の地租を賦課される対象物に転化した。だが、わたしたちは、この改革が直ちに「平民」に農民的土地所有を創出したと考えてはならない。その点については、すでに具体的に検証してきたところである。その土地所有者が「平民」

であれ「士族」であれ、そうした族籍別構成あるいはまた「間米」の有無によれ「作式」所有によれ、それはこの場合問うところではなかった。だが「作式」を所有しない耕作農民層にたいする所有権交付は、ここでは一切顧慮されてはいない。地券交付・地租改正はかかる歴史的内容と限界をもっていたとはいえず、郷土的土地所有の解体には決定的な段階を劃したものといわねばならない。

かかる郷土的土地所有の解体化が推進されたとき、旧郷土層が貢租徴収権の回復を一つの要件として反革命的
政治行動に移るのは、蓋し当然のことであったといわねばならない。

第4表 「引換上り知」の所有権の動向

領知主(郷土)	領知高	地券受人	新所有反別
武内和吉	反 3.500	(平) 杉本駒吉 (〃) 中沢相明	反 3.017 0.413
岡収之進	18.226	(土) 岡収之進 (〃) 岡義和	4.510 13.718
下司源六	4.726	(土) 下司源六 (〃) 長尾重久	3.626 1.000
中山伝三	4.626	(土) 香宗我部秀照 (〃) 中山伝三	3.509 1.315
坂本長兵衛	11.705	(土) 坂本長兵衛 (平) 山崎留吉	7.400 4.305
森本吉兵衛	7.513	(土) 森本安秀	7.513
小林甚五衛門	13.214	(土) 溝淵政恒	13.214
国沢治太郎	5.320	(平) 仲田惣平 (〃) 宗竹幸右衛門 (〃) 松本駒吉 (〃) 谷合又吉	0.812 1.610 2.728 0.024
宮地佐仲	1.110	(土) 坂本義平	1.110
安岡平八	1.517	(平) 谷合又吉	1.517
村山森助	1.806	(平) 宗武幸右衛門 (〃) 中沢相明	1.025 0.711
高畑忠右衛門	7.514	(平) 名倉常次 (〃) 杉本与左衛門 (〃) 山崎喜久藏 (〃) 楠瀬七作 (〃) 乾 舛右衛門 (〃) 山本銀次	2.511 2.806 0.215 0.203 0.321 1.318
安岡平太郎	1.500	(平) 宗竹勝之亟	1.500
大谷弥五衛	3.220	(平) 岩神喜藏 (〃) 森馬明	1.620 1.600
松岡善之進	5.915	(平) 山崎善次 (〃) 森本嘉藏 (〃) 山崎半次 (〃) 西内元藏 (〃) 山本藤七	2.429 0.217 2.021 1.108 1.212
島村団六	6.014	(平) 山崎貞吉 (〃) 森本嘉藏 (〃) 西内直七 (〃) 岩神喜藏 (〃) 中沢春水 (〃) 山崎小三郎	0.906 1.928 0.329 1.008 0.128 1.405
多田源之助	6.312	(平) 岩神喜藏 (〃) 森本嘉藏 (〃) 西内元藏 (〃) 山崎喜久藏 (〃) 山崎広次	1.608 1.721 1.819 0.224 0.800
下田喜三衛門	10.526	(平) 中尾繁藏 (〃) 山崎貞吉 (〃) 北村宅藏 (〃) 中屋勇七	3,115 1.404 1.327 4.610

〔註〕 本表は「領知引換上り知地券状控」(な丸新田)一明治6年7月一より作成したものである。